

令和7年第13回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年12月10日（水）午後3時

2 開催場所 五所川原市役所 2階会議室2B、2C

3 出席委員 16名

会長

20番 森 義博

委員

1番	今 貴洋	2番	山形 浩一
3番	角田 里美	6番	鳴海 正
7番	外崎 高逸	8番	乗田 栄一
10番	小林 達英	11番	佐藤 善一
12番	一戸 孝志	13番	工藤 昇
15番	相馬 孝雄	16番	柳原 一夫
17番	白戸 裕丈	18番	中谷 徳善
19番	小山内 清人		

欠席

4番	宮崎 尚彦	5番	伊藤 美穂子
9番	石岡 雅樹	14番	佐藤 敬道

4 次第

- (1) 開会
- (2) 会長挨拶
- (3) 議長選出
- (4) 議事録署名者の指名及び書記任命
- (5) 業務報告
- (6) 議事

議案第53号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第54号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第55号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

議案第56号 不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について

報告第28号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第29号 農用地利用集積等促進計画の認可・公告について

報告第30号 競売公売買受適格者の証明に係る農地法第3条許可書の交付
について

5 閉会

6 書記

農業委員会金木支所
支所長 秋村 正紀

7 参与

農業委員会事務局
局長 一戸 武二
次長 鈴木 秀人
係長 山田 竜太郎

農業委員会市浦支所
支所長 奈良 和之

(開会時刻 午後 3 時)

司 会 ただ今から令和7年第13回総会を開会いたします。
はじめに、森会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。
森会長、よろしくお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協力を
お願い致します。

本委員会の在籍委員数は20名であります。本日の出席委員数は16名であ
り、定足数に達しており、会議が成立いたしました。

次第4「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第26条に規定する署名者の指名ですが、
私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、それでは私から指名させていただきます。
議事録署名者には、11番 佐藤善一(さとうよしいち)委員、12番 一
戸孝志(いちのへたかし)委員のご両名を指名いたします。また、書記には
秋村金木支所長を任命いたします。

議 長 なお、参与として、一戸事務局長、鈴木次長、山田農地係長、奈良市浦支
所長にお願いいたします。

次に、次第5業務報告を参与から報告していただきます。

参 与 令和7年11月26日午後1時30分から、市役所2階会議室においてあ
っせん委員会を行い、吉田 朋矢 推進委員と事務局であっせんにあたり、
3条有償移転事業1件を適正に処理しました。

また、令和7年12月5日午前9時30分から、工藤 昇委員、岩淵 貴

仁　推進委員で五所川原南地区の農地法第5条転用1件の現地調査を行いました。

議　長　ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第53号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参　与　1ページをご覧ください。

議案第53号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

申請件数は、有償所有権移転4件、無償所有権移転2件、賃貸借権設定40件、使用貸借権設定1件です。申請内容については2ページ以降をご覧ください。

議　長　議案第53号についての説明が終わりました。

議案においては事前に配信しておりますので、このまま審議に移りたいと思います。

はじめに、賃貸借権設定37番、38番以外について審議いたします。ご質問のある方はお願いいたします。

委　員　(なし)

議　長　ご質問がないようですので、賃貸借権設定37番、38番以外について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委　員　(異議なしの声あり)

議　長　ご異議がないようですので、賃貸借権設定37番、38番以外について原案のとおり許可いたします。

つづきまして、賃貸借権設定37番、38番について審議いたします。「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、19番 小山内清人（おさないきよと）会長職務代理者には退席をお願いいたします。

小山内職代（退席）

議長 ご質問がある方はお願ひいたします。

委員（なし）

議長 ご質問がないようですので、賃貸借権設定37番、38番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員（異議なしの声あり）

議長 ご意義がないようですので、賃貸借権設定37番、38番について原案のとおり決定いたします。

19番 小山内清人（おさないきよと）会長職務代理者の入室を許可いたします。

小山内職代（入室）

議長 つづきまして、議案第54号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参考 27ページをご覧ください。

議案第54号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」であります。

農地法施行令第10条第1項の規定により、許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は、所有権移転1件です。

28ページをご覧ください。

1番 若葉二丁目ほか、田5筆、計965m²。

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用目的は駐車場及び資材置場です。

申請地は、五所川原市役所から北北西へ約1.4kmの距離にあり、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから、第3種農地と判断されます。

申請事業者は建設業を営んでおり、現在は自社の車両用に借地をしているが、手狭となっており、駐車場用地を探していたところ、当該申請地が条件に合致したため、今回の申請に至ったものであります。

主な用途は駐車場であることや、申請地周辺は住宅地であることから、周辺農地への影響はないと見込まれます。

また、資力、信用についても問題なく、転用にあたり許可相当であると判断されます。

申請地の位置については29ページ、現地調査時の写真等については30ページをご覧下さい。

議長 議案第54号についての説明が終わりました。

ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第54号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第54号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

つづきまして、議案第55号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参　与　　3 1 ページをご覧ください。

議案第 5 5 号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」であります。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 1 1 項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、農業委員会の決定を求めるものであります。件数は、一括方式 1 6 件、再配分 3 件、売買 1 4 件です。

3 2 ページから 4 1 ページまでの 1 6 件については、一括方式による促進計画で、4 2 ページから 4 3 ページまでの 3 件については、受け手変更による再配分の促進計画となります。また、4 4 ページから 4 9 ページの 1 4 件については、農地中間管理機構の農地売買等事業による促進計画になります。

以上、作成要請する促進計画案は、あおもり農業支援センターにより作成され、五所川原市農業委員会会長名により 1 月下旬に認可・公告される予定です。

議　長　　議案第 5 5 号についての説明が終わりました。

議案においては事前に配信しておりますので、このまま審議に移りたいと思います。

ご質問のある方はお願ひいたします。

委　員　　(な　し)

議　長　　ご質問がないようですので、議案第 5 5 号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委　員　　(異議なしの声あり)

議　長　　ご意義がないようですので、議案第 5 5 号について原案のとおり決定いたします。

つづきまして、議案第 5 6 号「不動産取得税の徴収猶予に関する証明

(農業経営)について」を、議題といたします。

参与より説明をお願いします

参　与　　50ページをご覧下さい。

議案第56号「不動産取得税の徵収猶予に関する証明（農業経営）について」であります。

不動産取得税徵収猶予の適用を受けている受贈者は、地方税法附則第12条第1項の規定の適用を受ける農地等に係わる農業経営を引き続き行っていることの承認を求めるものであります。

件数は11件です。

51ページの11件すべて受贈者は特例の適用を受けている農地で農業経営を継続していることから、不動産取得税の徵収猶予を引き続き受けられる者と判断されます。

議　長　　議案第56号についての説明が終わりました。

ご質問のある方はお願いいたします。

委　員　　(なし)

議　長　　ご質問がないようですので、議案第56号について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委　員　　(異議なし)

議　長　　ご異議がないようですので、議案第56号について原案のとおり承認いたします。

議　長　　以上、議案第53号から議案第56号まで全ての審議が終了いたしました。
報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。事務局から何か報告等ございませんか。

事務局　　(報告)

議 長 その他、何かございませんか。

以上をもちまして、本日の会議を全て終了いたします。

慎重なご審議ありがとうございました。